

亀岡市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市条例第 1 4 号

亀岡市の議会の議員及び長の選挙における電磁的 記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 7 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき、亀岡市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録式投票機による投票）

第 2 条 亀岡市の議会の議員及び長の選挙における投票（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 7 条、第 4 9 条並びに第 5 0 条第 3 項及び第 5 項の規定による投票を除く。）は、法第 3 条第 1 項の規定により電磁的記録式投票機を用いて行うものとする。

（電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法）

第 3 条 電磁的記録式投票機における公職の候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の氏名等」という。）の表示は、次に掲げる方法のうち亀岡市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が指

定するいずれかの方法によるものとする。

- (1) 電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分（以下「画面等」という。）に全ての候補者の氏名等を同時に表示させる方法
- (2) 画面等に表示された五十音の中から、電磁的記録式投票機を操作して選択した音で始まる氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
- (3) 選挙人が画面等に入力した内容を電磁的記録式投票機に認識させ、認識された内容に近似する文字列に近似する氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
- (4) 候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより連続的に画面等に順次表示させる方法
- (5) 数名ごとに分割した候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示させる方法

- 2 候補者等の氏名等を画面等に表示する順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序によるものとする。ただし、前項第2号又は第3号に規定する方法で2以上の候補者の氏名等を同時に表示させる場合の当該表示の順序は、当該2以上の候補者の氏名等のうち、この項本文のくじで定める順序が早いものから順に表示する順序によるものとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行し、同日以後その期日を告示される亀岡市の議会の議員及び長の選挙から適用する。

亀岡市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例要綱

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条第1項及び第5条の規定に基づき、亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙において、電子投票を実施するために必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、令和9年1月1日から施行し、同日以後その期日を告示される亀岡市の議会の議員及び長の選挙から適用することとした。